

「外国人登録証明書」が「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされる期間

在留資格	年齢（※）	外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間
永住者	16歳以上	平成27年7月8日まで
	16歳未満	平成27年7月8日、または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動	16歳以上	平成27年7月8日、または在留期間満了日のいずれか早い日まで
	16歳未満	平成27年7月8日、在留期間満了日、または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格	16歳以上	在留期間満了日まで
	16歳未満	在留期間満了日、または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

在留資格	年齢（※）	外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間
特別永住者	16歳以上	外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間が平成24年7月9日から3年以内に到来する方
		平成27年7月8日まで
	上記以外の方	外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間の始期（その方の誕生日）まで（注3）
	16歳未満	16歳の誕生日まで

※ 平成24年7月9日時点の年齢です。